

令和7年 天草市農業委員会第7回総会議事録

令和7年6月25日天草市役所本庁2階庁議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（13名）

1番	山下和弘君	2番	猪原真滋君
3番	淀川洋一君	4番	黒川紀世子君
5番	平岡敬則君	6番	福島恵美君
7番	光崎修一君	8番	富崎ますみ君
9番	野中幸廣君	10番	中村三千人君
11番	赤崎保章君	12番	榎田和壽君
13番	鳴川哲広		

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（0名）

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5名）

事務局長	木村英樹	局長補佐	松本馨
参事	内田富隆	書記	宮川楓大
書記	池上翔		

開 会

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2	議第68号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議第69号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第4	議第70号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5	議第71号	農用地利用集積等促進計画(案)について
日程第6	議第72号	非農地証明書交付申請について
日程第7		報告事項について

閉会

開 会 14 時 00 分

○事務局（木村英樹君） ただいまから令和 7 年天草市農業委員会第 7 回総会を開会致します。それでは山下会長からご挨拶をお願いします。

○議長（山下和弘君） 皆さんこんにちは。いよいよ梅雨明けの時期になりますが、私は水の方は大丈夫かと心配しているところです。これからさらに暑くなっていくと思いますので、体調の方にも十分注意しながら、本日も最後までよろしくお願いします。

○事務局（木村英樹君） 本日は、全ての委員がご出席でございますので、総会は成立しておりますことをご報告致します。それでは、議事の進行は会長にお願い致します。

○議長（山下和弘君） これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） それでは、9 番野中委員、10 番中村委員を指名します。

○議長（山下和弘君） 日程第 2、議第 68 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より 1 番について説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 資料②の 1 ページをご覧ください。1 番について説明します。楠浦町の譲受人は、熊本市の譲渡人より、楠浦町の畑 761 m²を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の 1 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には〇〇を栽培される計画です。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○8 番（富崎ますみ君） 8 番富崎です。先日浦上推進委員と現地確認を行いました。譲渡人の方が〇〇に在住で、手入れをすることができないので、譲受人が〇〇を栽培されることとなりました。特に問題ないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 2 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 2 番について説明します。楠浦町の譲受人は、中村町の譲渡人外 1 名

より、楠浦町の畑 30 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道宮地岳本渡線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には〇〇を栽培される計画です。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8 番（富崎ますみ君） 8 番富崎です。先日浦上推進委員と現地確認を行いました。既に譲受人の方が管理をされています。譲渡人の 2 名は〇〇に在住していますが、〇〇に住んでいるため、譲受人が今後も管理することは良いことだと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 3 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 3 番について説明します。栖本町の譲受人は、埼玉県の譲渡人より、栖本町の田 456 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道松島馬場線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には〇〇を栽培される計画です。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○2 番（猪原真滋君） 2 番猪原です。 6 月 23 日に松本推進委員と現地確認を行いました。申請地は〇〇前に〇〇が完了した場所です。特に問題はないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 4 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 4 番について説明します。五和町の譲受人は、静岡県の譲渡人よ

り、五和町の畑 2,749 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡五和線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。全部で 2 枚あります。1 枚目です。2 枚目です。次が現地の写真になります。全部で 2 枚あります。1 枚目です。2 枚目です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には〇〇を栽培されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 1 番山下です。6 月 20 日に小松山推進委員と現地確認を行いました。申請地は以前から譲受人が耕作をされており、譲渡人の方から譲受人に売買の相談があり、今回申請が挙がっています。良く管理されていますので、何ら問題はないと思います。ご審議の方よろしく願います。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 5 番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の 2 ページをご覧ください。5 番について説明します。天草町の譲受人は、大阪市の譲渡人より、天草町の田と畑 2,746 m²を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmと〇〇km、青色で着色した国道 389 号線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。全部で 3 枚あります。1 枚目です。2 枚目です。3 枚目です。次が現地の写真になります。全部で 3 枚あります。1 枚目です。2 枚目です。3 枚目です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には〇〇と〇〇を栽培される計画です。以上です。

○11 番（赤崎保章君） 11 番赤崎です。先日現地確認を実施し、写真のとおり、申請地が耕作されていることを確認しました。何ら問題はないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

す。

○議長（山下和弘君） 日程第3、議第69号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは、事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 資料②の3ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は福岡県の個人外1名で、亀場町の田7.23㎡を宅地拡張している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266線の東側にある農地です。申請地は都市計画区域の用途地域内にある第3種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図です。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、相続した宅地の一部が農地であることが判明したため、住宅1棟、駐車場、庭として利用しています。資料③の2ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○8番（富崎ますみ君） 8番富崎です。事務局の説明どおりであり、始末書も出ているので、問題ないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

○12番（榎田和壽君） 全体的な話になりますが、私達が審議をする際に、黒塗りのものを使用して審議をしなければならないのでしょうか。黒塗りの内容は農業委員にも開示することができない内容ということでしょうか。

○事務局（池上翔君） 市役所内には、来庁者、他部署の職員など様々な人がいますので、スクリーンに映す資料の個人情報等に該当する部分については、個人情報保護のため、黒塗りをしています。農業委員の方にお渡ししているタブレットでは、黒塗りされていない資料を見ることができるので、タブレットの方で確認をお願いします。

○12番（榎田和壽君） 会議室の環境が原因で黒塗りをしているのでしょうか。

○事務局（池上翔君） はい、そうです。

○議長（山下和弘君） 他に質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に2番と3番の件について、関連する内容であるため、事務局より一括して説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 2番と3番の案件について、関連する内容であるため、一括して説明します。転用者は亀場町の個人で、亀場町の畑116㎡を道路に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、〇〇及び〇〇として整備し、利用する計画です。資料③の3、4ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見ををお願いします。

○8番（富崎ますみ君） 8番富崎です。先日井上推進員と現地確認を行いました。この通路は〇〇の方と〇〇が利用する通路で、分筆されて今回申請されています。1点質問ですが、申請地の〇〇に既に道路がありますが、それは別の近隣の方が使用されるということでしょうか。

○事務局（内田富隆君） はい、そうです。

○8番（富崎ますみ君） 現地確認を行った際、少し気になった点でした。分かりました。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4番について、事務局から説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 4番について説明します。この案件は令和6年10月に農用地区域からの除外申請があり、令和6年天草市農業委員会第11回総会において許可見込みありと判断され、令和7年3月に除外されたものです。転用者はさいたま市の個人で、楠浦町の田200㎡を駐停車スペースに転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道宮地岳本渡線の北側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、救急車両、公共車両の進入・作業スペースが不足しているため、救急車両、公共車両の駐停車スペースとして整備し、利用する計画です。資料③の5ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○8 番（富崎ますみ君） 8 番富崎です。〇〇にとっても狭い里道はありますが、緊急時に利用するにはとても危険です。自身の土地を活用し、緊急時に利用するスペースとして活用されることは問題ないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

○9 番（野中幸廣君） 9 番野中です。〇〇にある駐車場から申請地に入っていくという計画になっているのでしょうか。

○事務局（宮川楓大君） はい、そうです。

○9 番（野中幸廣君） 普段はその駐車場は通らないということですか。

○事務局（宮川楓大君） この駐車場は、〇〇の駐車場として利用されています。この駐車場を管理している〇〇、〇〇と協議し、〇〇の駐車場を通行して良いという契約書を交わしているので問題はないと考えています。

○9 番（野中幸廣君） 既存の車止め等は取り除いて使用するということですか。

○事務局（宮川楓大君） はい、そうです。

○9 番（野中幸廣君） 分かりました。ありがとうございました。

○議長（山下和弘君） 他に質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に5 番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の4 ページをご覧ください。5 番について説明します。転用者は兵庫県の個人で、倉岳町の田 64 m²を宅地拡張している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 266 号線の西側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 以上の広がりのある第 1 種農地です。第 1 種農地は原則として許可できませんが、既存施設の拡張のため、例外的に許可することが可能になっております。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、自宅の駐車場が不足しているため、住宅 1 棟、小屋 1 棟、車庫 1 棟、通路として利用しています。資料③の 6 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願いします。

○13 番（鳴川哲広君） 13 番鳴川です。 6 月 23 日に現地確認を行いました。〇〇前からあった家です。始末書も出ているので問題ないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に 6 番について、事務局から説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 6 番について説明します。転用者は山鹿市の個人で、河浦町の畑 126 m²を宅地拡張している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道牛深天草線の西側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 以上の広がりのある区域内にある第 1 種農地です。第 1 種農地は原則として許可できませんが、既存施設の拡張のため、例外的に許可することが可能になっております。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、当時の住まいが手狭で不便だったため、住宅 1 棟、駐車場 1 台、庭として利用しています。資料③の 7 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○9 番（野中幸廣君） 9 番野中です。6 月 22 日に現地確認を行いました。事務局の説明どおりであり、始末書も出ているので、何ら問題はないと思います。ご審議の方よろしく願います。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（山下和弘君） 日程第 4、議第 70 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは、事務局より 1 番について説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 資料②の 5 ページをご覧ください。1 番について説明します。転用者

は御所浦町の法人で、本渡町の田 1,021 m²を売買により取得し、〇〇へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡苓北線の西側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第3種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、〇〇としての需要が見込まれるため、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇として整備し、利用する計画です。資料③の8ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○3番（淀川洋一君） 3番淀川です。ここ数年、〇〇が〇〇ことから、〇〇として需要が見込める場所です。申請地は〇〇ため、〇〇としての利用することは何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 2番について説明します。転用者は亀場町の個人外1名で、亀場町の畑 262 m²に使用貸借権を設定し、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。全部で2つあります。1つ目です。2つ目です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の借家住まいで戸建住宅を新築したいため、住宅1棟、駐車場4台、庭、通路として整備し、利用する計画です。資料③の9ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○8番（富崎ますみ君） 8番富崎です。先程〇〇で〇〇した〇〇に〇〇ものです。申請地は長年耕作がされていない土地です。特に問題はないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 3番について説明します。転用者は熊本市の個人で、佐伊津町の畑26.24㎡を売買により取得し、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。全部で2つあります。1つ目です。2つ目です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在の借家住まいで戸建住宅を新築したいため、住宅1棟、駐車場4台、庭、通路として整備し、利用する計画です。資料③の10ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（山下和弘君） 1番山下です。6月22日に堤内推進委員と現地確認を行いました。航空写真からも分かるように、申請地周辺は〇〇が〇〇場所です。何ら問題ないと思います。ご審議の方よろしくをお願いします。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 4番について説明します。転用者は〇〇の法人で、楠浦町の田1,666㎡を贈与により取得し、〇〇及び通路に転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道宮地岳本渡線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、〇〇が不足しているため、〇〇、通路として整備し、利用する計画です。資料③の11ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、一部造成済みのため、譲渡人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8 番（富崎ますみ君） 8 番富崎です。先日浦上推進委員と現地確認を行いました。始末書のとおり、土地の造成はされていますが、現況は雑木、雑草で覆われています。また、「〇〇は全くない」と浦上推進委員が話されていました。〇〇として利用されるのは問題ないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に5番と6番の件について、関連する内容であるため、事務局より一括して説明をお願い致します。

○事務局（内田富隆君） 資料②の6ページをご覧ください。5番と6番の案件について、関連する内容であるため、一括して説明します。転用者は〇〇の法人で、新和町の田705㎡は売買により取得し、1,754㎡は賃借権を設定し、合計2,459㎡を農業用施設に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道大多尾新合線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、転用者が営む〇〇の〇〇を〇〇するため、〇〇、〇〇、〇〇として整備し、利用する計画です。資料③の12、13ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に造成済みのため、譲受人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10 番（中村三千人君） 10 番中村です。6月21日に池田推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりで、何ら問題ないと思います。ご審議の方よろしくをお願いします。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

す。次に、7 番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（内田富隆君） 7 番について説明します。この案件は令和 6 年 10 月に農用地区域からの除外申請があり、令和 6 年天草市農業委員会第 11 回総会において許可見込みありと判断され、令和 7 年 3 月に除外されたものです。転用者は五和町の個人で、五和町の田 33.69 m²を売買により取得し、宅地拡張している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道坂瀬川御領線の西側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 以上の広がりのある区域内にある第 1 種農地です。第 1 種農地は原則として許可できませんが、既存施設の拡張のため、例外的に許可することが可能になっております。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、〇〇を購入するに当たり、敷地の一部に農地が含まれていることが判明したため、〇〇として利用する計画です。資料③の 14 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、譲渡人より顛末書が提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 1 番山下です。6 月 21 日に田口推進委員と現地確認を行いました。この建物は〇〇として利用されていたものをそのまま〇〇が引き継ぐものです。顛末書もでているので、何ら問題ないと思います。ご審議の方よろしくをお願いします。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、8 番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（内田富隆君） 8 番について説明します。転用者は〇〇の法人で、河浦町の田 1,064 m²に地上権を設定し、〇〇に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 266 号線の東側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 以内の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。全部で 2 つあります。1 つ目です。2 つ目です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、〇〇を設置し、〇〇の〇〇を得るため、〇〇を設置し利用する計画です。資料③の 15 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○9 番（野中幸廣君） 9 番野中です。6 月 23 日に田中推進委員と現地確認を行いました。申請地の下からは農振農用地となっており〇〇はできませんが、申請地が農振農用地から外れていたため申請がされています。ご審議の方よろしくをお願いします。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（山下和弘君） 日程第 5、議第 71 号、農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題とします。それでは事務局より一括で説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 農用地利用集積等促進計画(案)について説明いたします。資料②の 7 ページから 16 ページをご覧ください。利用権の新規設定の計画が 15 件、再設定が 0 件、更新の計画が 4 件、再配分の計画が 0 件、利用権移転の計画が 0 件、所有権の移転が 0 件、合計 19 件で、筆数 46 筆、総面積が 42,723 m²となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人、又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の 16 ページの審査資料の「農地中間管理事業の推進に関する法律(平成 25 年法律第 101 号)第 18 条第 2 項の要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（山下和弘君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長（山下和弘君） 日程第 6、議第 72 号、非農地証明書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 非農地証明書交付申請件数は、倉岳地域が 1 件、天草地域が 1 件の計 2 件です。筆数は全体 6 筆、面積は 1,723 m²となっております。資料③の 17 ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らし、事務局で現地確認を実施し、判断した現況を参考までに資料②の 17 ページの現況欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。1 番から 3 番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmと〇〇へ〇〇km

のところにあります。次が現地の航空写真です。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が現地の写真です。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が4番から6番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。以上です。

○議長（山下和弘君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして再度確認致します。1番から3番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（山下和弘君） 4番から6番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（山下和弘君） 日程第7、報告事項について事務局よりお願い致します。

○事務局（池上翔君） 資料②の18ページをご覧ください。農地利用・形状変更届は2件、田を畑として利用したいというものでした。第4条、5条の許可不要転用届はありませんでした。以上です。

○議長（山下和弘君） これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。これをもちまして、令和7年天草市農業委員会第7回総会を閉会致します。

閉 会 15時20分

総会閉会後に以下の発言がありました。

○12番（榎田和壽君） 始末書案件が多いが、不許可案件はありますか。

○事務局（松本馨君） 不許可案件になるよう事案はありません。受付段階で適正な農地利用についての説明やお願いしています。また、国においての追認制度があるので制度の説明をしています。

○12番（榎田和壽君） これまでに原状回復の指導をしたことはありますか。

○事務局（松本馨君） これまでに1件あります。農振地域にあり除外が必要のため進んでいません。

○10 番（中村三千人君）事務局から総会の事前資料が届くのが総会前 1 週間から 10 日前後になるため判断するのに十分な時間がなく、非常に苦慮しています。

農地転用には始末書を付ければ良いと誤解をしている市民が多いので、始末書がある案件の場合は審査時間を十分とれるよう申請翌月の総会で審議するなどした方がいいのではないかと思います。

○12 番（榎田和壽君）建設業協会に農地法を順守するような要望書を文書で通知したことはありますか。

○事務局（松本馨君）過去に国の通達があった際に、建設業協会へ通知したことはあります。

○12 番（榎田和壽君）農業委員会として数年おきに文書で通知した方がいいのではないのでしょうか。

○事務局（松本馨君）今年度会長が変わられたので、今後検討したいと思います。

○議長（山下和弘君）始末書がある案件については十分審査できるよう申請翌月に審議するような対応も今後委員の方々と協議していければいいと思います。

以 上

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長 山下和弘

署名委員 中村三久人

署名委員 野中幸廣